

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

指定管理者に管理を行わせることができる公の施設について、指定管理者における人材の確保及び管理運営の効率化を図るため、管理の期間を延長する。

2 条例の概要

(1) 次の公の施設について、指定管理者の管理の期間を5年間（現行 3年間）とする。

- ア 鳥取県立人権ひろば21
- イ 鳥取県立県民文化会館
- ウ 鳥取県立童謡館
- エ 鳥取県立倉吉未来中心
- オ 鳥取県立米子コンベンションセンター
- カ 鳥取県立夢みなとタワー
- キ 鳥取県立鹿野かちみ園
- ク 鳥取県立鹿野第二かちみ園
- ケ 鳥取県立皆生尚寿苑
- コ 鳥取県立福祉人材研修センター
- サ 鳥取県立障害者体育センター
- シ 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国
- ス 鳥取県立布勢総合運動公園
- セ 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（燕趙園以外）
- ソ 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（燕趙園）
- タ 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館
- チ 鳥取県立農村総合研修所
- ツ 鳥取県立とっとり出会いの森
- テ 鳥取県立みなとさかい交流館
- ト 鳥取県立生涯学習センター
- ナ 鳥取県立武道館
- ニ 鳥取県営鳥取屋内プール
- ヌ 鳥取県営米子屋内プール
- ネ 鳥取県営ライフル射撃場
- ノ 鳥取県立倉吉体育文化会館
- ハ 鳥取県立鳥取産業体育館
- ヒ 鳥取県立米子産業体育館

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域における医師不足の状況にかんがみ、国の緊急医師確保対策に基づく医師養成数の増加に伴う鳥取大学医学部の定員の特別入学枠（以下「特別枠」という。）について、当該特別枠に入学する学生に対し、貸し付ける緊急医師確保対策奨学金（以下「奨学金」という。）の新設に伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除

について規定する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を定める。

免 除 の 条 件	免除の範囲
ア 鳥取大学を卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該された日の前日までの期間に相当する期間を控除した期間とする。）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務（医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあつては、当該研修）に従事したとき。	債務の全部
イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。ただし、(2)は、公布日から施行する。

緊急医師確保対策奨学金の概要

対 象 鳥取大学において医学を専攻する者で、将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとするもの（緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学卒の入学者に限る。）

貸 与 額 月額15万円

貸与人数 5名

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益の負担と公平の確保を図るため、一般用医薬品の登録販売者試験の実施、販売従事者の登録等に係る事務の手数料を新たに徴収するとともに、介護サービス情報の調査に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
一般用医薬品の販売又は授与に必要な資質を有する者の確認のための試験（以下「登録販売者試験」という。）の実施	1件につき14,000円
医薬品の販売又は授与に従事する者の登録（以下「販売従事登録」という。）	1件につき7,100円
登録販売者試験に合格したこと等を証する書類の交付（登録販売者試験の合格通知と併せて行う当該書類の交付を除く。）	1件につき650円
販売従事登録を受けた者に交付する登録証（以下「販売従事登録証」という。）の書換え交付	1件につき2,000円
販売従事登録証の再交付	1件につき2,900円

(2) 介護サービス情報の調査に係る手数料を次のとおり介護サービスの種類別（現行 一律45,000円）に徴収する。

介護サービスの種類	手数料の額
ア 居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び施設サー	1件につき41,900円

ビス	
イ アに掲げるサービス以外のサービス	1件につき35,600円

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
(4) 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成20年4月1日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

ツキノワグマ保護管理計画の策定に伴い、鳥獣の捕獲等の許可等(クマによる被害の防止を目的とするものに限る。以下同じ。)の事務の移譲先である市町村を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく鳥獣の捕獲等の許可等の事務の移譲先である市町村を次のとおり改める。

現行	改正後
鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町	鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡三朝町及び日野郡日南町

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
(3) 施行期日等
ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

心身障害者扶養共済制度について、社会情勢の変化、加入者の減少、受給権者の寿命伸長等の要因により、当該制度を安定して継続することが困難となったことから当該制度の保険約款における掛金が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正

- ア 鳥取県心身障害者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)に係る掛金の額について次の表のとおり改正する。

加入時における年齢区分	現行	改正後	
		改正後の新規加入者に係る掛金月額	改正前の既加入者に係る掛金月額
35歳未満	3,500円	9,300円	5,600円
35歳以上40歳未満	4,500円	11,400円	6,900円
40歳以上45歳未満	6,000円	14,300円	8,700円
45歳以上50歳未満	7,400円	17,300円	10,600円
50歳以上55歳未満	8,900円	18,800円	11,600円
55歳以上60歳未満	10,800円	20,700円	12,800円
60歳以上65歳未満	13,300円	23,300円	14,500円

なお、昭和61年3月31日以前に共済制度に加入している者であって、当該加入時における年齢が45歳未満のもの(共済制度発足後1年以内に45歳以上で加入した者を含む。)については、次の表のとおりとする。

昭和61年4月1日現在における年齢区分	現行	改正後
35歳未満	3,500円	5,600円

35歳以上40歳未満	4,500円	6,900円
40歳以上45歳未満	6,000円	8,700円
45歳以上	7,400円	10,600円

イ 弔慰金の額を次の表のとおり改正する。

加入期間	現行	改正後	
		改正後の新規加入者	改正前の既加入者
1年以上5年未満	2万円	5万円	3万円
5年以上20年未満	5万円	12万5,000円	7万5,000円
20年以上	10万円	25万円	15万円

ウ 脱退一時金の額を次の表のとおり改正する。

加入期間	現行	改正後	
		改正後の新規加入者	改正前の既加入者
5年以上10年未満	3万円	7万5,000円	4万5,000円
10年以上20年未満	5万円	12万5,000円	7万5,000円
20年以上	10万円	25万円	15万円

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

年金受給権者の死亡の届出又は年金受給権者の現況報告（以下「届出等」という。）の際の住民票の写しの添付を不要とするため、本人確認情報を利用することができる事務に、届出等の事務を加える。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

65歳以上75歳未満の障害者について、後期高齢者医療制度の被保険者に移行した場合に生ずる保険料の負担等の状況にかんがみ、加入している医療保険制度にかかわらず特別医療費助成制度の助成対象とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 65歳以上75歳未満の障害者について、後期高齢者医療制度の被保険者の認定を受けるための手続を行うことを助成対象の要件としないこととする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 県は、県内の市町村間の財政状況の不均衡を是正し、安定的な運営を図るため、鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（以下「条例」という。）に基づき、市町村に対して調整交付金を交付している。

(2) 国の医療制度改革により、国民健康保険法等の一部が次のとおり改正された。

ア 老人保険制度及び退職者医療制度が廃止され、後期高齢者医療制度が創設された。

イ 介護療養型医療施設が平成23年度までに廃止されるなど、療養病床の再編成が行われる。

(3) (2)に伴い、条例で定める調整交付金の算定根拠となる保険給付費等を変更する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 調整交付金について、その算定根拠となる保険給付費等に次のものを加える。

ア 高額介護合算療養費

イ 前期高齢者納付金

ウ 後期高齢者支援金

エ 病床転換支援金

- (2) 調整交付金の算定根拠となる保険給付費等について、次のとおり経過措置を講ずる。
- ア 平成18年10月1日に行われた診療に係る特定療養費を支給した市町村については、特定療養費を加える。
 - イ 退職被保険者及びその扶養者（以下「退職被保険者等」という。）が所属する市町村については、一般被保険者（退職被保険者等以外の保険者をいう。）に係る保険給付費等とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

高額介護合算療養費：療養の給付費等に被保険者が負担する各医療保険制度の療養の給付に係る一部負担金の額及び介護保険の利用者に係る一部負担金の額の合計額が著しく高額であるときに支給されるもの。

前期高齢者納付金：退職医療制度の廃止に伴い創設される前期高齢者交付金（各保険者の加入者数に占める前期高齢者（65歳から74歳までの者）の偏在による財政状況の不均衡を調整するために支給される交付金）の財源として各保険者が納付するもの。

後期高齢者支援金：各保険者が加入者数に応じて後期高齢者医療制度へ納付するもの。

病床転換支援金：病院等の開設者が行う病床の転換に要する費用を助成するため保険者が負担するもの。